

# 福岡県立小倉工業高等学校

生徒指導部

## [ 6 ] 生徒指導部

### 1 学校生活の決まり

#### (1) 通 学

- 1) 登校、下校は所定の時間を厳守して他に迷惑を及ぼすことのないよう注意すること。
- 2) 通学途中では本校生徒であることを自覚し、高校生として恥ずかしくない態度を心掛けること。
- 3) 登校、下校には必ず正門（篠崎門）より出入りすること。但し、自転車通学生は裏門（白萩門）を使用すること。
- 4) 公共交通機関を利用する生徒は、乗車マナーを守ること。
- 5) 学校の往復途中に無用の場所へ立ち寄らないこと。
- 6) 自転車で通学しようとする者は許可を受けること。
- 7) 事故のあった場合はすみやかに学校に報告すること。
- 8) バイクおよび自動車を運転しての通学は禁止する。

#### (2) 学 習

##### 〈授 業〉

- 1) 学習は生徒の本分であることを強く自覚し、これに全力を傾注すること。
- 2) 始業5分前に着席し、学習の態勢を整えること。
- 3) 授業中は静粛にし、他人の迷惑にならないよう心掛けること。
- 4) 学習に必要な教科用具は忘れずに持参すること。

##### 〈考 査〉

- 1) 考査は厳正であり、自己の最善を尽くすよう心掛け、不正行為は絶対行わないこと。
- 2) 受験に際しては、以下の項目に注意すること。
  - ① 考査前に机上の落書き等を消すこと。
  - ② 机の中には教科書等は残さないこと。
  - ③ カバンは廊下に整列して置くこと。
  - ④ 考査中、机上には鉛筆、消しゴム等許可されたもの以外は出さないこと。
  - ⑤ 解答用紙の回収時は、用紙を裏返しにし、私語をしたり席を立ったりしないこと。

##### 〈欠席、欠課、遅刻、早退〉

- 1) 学業に専念することは生徒の本務であり、無遅刻、無早退、無欠席を心掛けること。
- 2) もしやむを得ず欠席、欠課、遅刻、忌引等をする場合は原則欠席フォームに入力すること。
- 3) 長期にわたる病欠のときは医師の診断書を添えて届け出ること。

##### 〈ロッカー使用規定〉

- 1) 個人でカギを用意すること。（ダイヤル式を推奨） カギがないものには使用を認めない。
- 2) ロッカーにはカギを常時かけておくこと。
- 3) 使用時間は朝読書前までと放課後のみとする。その他の時間は使用禁止。
- 4) ロッカーは必ず整理整頓すること。
- 5) ロッカーにおいてよいものは、教科書、ノート、各教科の配布資料、プリント類のみ。（プリント類は必ずファイルに挟むこと）

#### (3) 礼 儀

- 1) 校内外を問わず教師、年長者にはもちろん、相互に挨拶、会釈をし、品位ある言動を行うこと。
- 2) 学校への来客者に対しては挨拶をし、応接は親切にして不快な感じを与えない

ようにすること。

- 3) 職員室、事務室および準備室等へ入るときは、服装・言動等に注意し、礼を失することのないよう心掛けること。
- 4) 出入りは所定の位置から軽快迅速に行うように心掛け、出入口に立ちまたは他人の出入りを妨げ、室内をのぞき見るような不作法はしないこと。
- 5) 閉ざされた部屋への出入りは室外から合図を行い、許可を受けた後入室すること。
- 6) 校内外を問わず生徒は暴力を用いてはならない。また、暴力を受けたときは本人はもちろんこれを見た者も進んで学校に届け出ること。

#### (4) 所持品

- 1) 生徒手帳及び生徒証を常に所持すること。
- 2) 携帯品の所持方法は常に見苦しくないようにすること。
- 3) カバンについては、本校指定（校章入り）以外のもの（紙袋、布袋等）は禁止する。但し、部活動等で顧問教師が必要と認め、生徒指導部の許可を得たものは、この限りではない。
- 4) 携帯品にはすべて学年、系（科）、組、氏名を明記すること。
- 5) 学校生活上、不必要なもの（携帯音楽プレーヤー、マンガ本等）は持参してはならない。
- 6) 凶器やそれに類するものの所持を禁止する。
- 7) 携帯電話等情報端末機器は許可制とする。

#### 小倉工業高等学校携帯電話等使用規定

##### 所持・使用目的

- (1) 登下校の安全対策として防犯・防災や緊急連絡で使用する。
- (2) 学校の緊急を要する情報や行事の連絡等をメール配信する。
- (3) 工業高校で学ぶ特性上、学習教具として将来授業や研修等で活用する。
- (4) インターネット上のルールや情報モラルを指導できる人材の育成を行う。

##### 使用規約

- (1) 携帯電話等校内持込願を提出し許可を得ること。
- (2) 校内では必ず電源を切り、各自のカバン又はロッカーに入れて管理すること。
- (3) 学校での充電は厳禁とする。
- (4) 法律に基づき有害サイトを遮断するフィルタリングサービスに加入すること。
- (5) 関連するトラブルについては、保護者がその一切の責任を負うこと。
- (6) 登下校時はカバンの中に入れ、災害発生等緊急時以外は使用しないこと。
- (7) 不適切な使用や学校の指示に従わない場合は特別指導の対象とする。  
なお学校生活において、携帯電話等の使用及び着信等による授業妨害や試験中に着信音等の鳴動、メールやSNSの送受信等は行わないこと。  
※違反した場合は学校で一時預かり、保護者に返却のうえ特別指導の対象とする。
- (8) 教務規定により審査中において試験会場に携帯電話等を持ち込む事は不正行為とみなし、特別指導の対象とする。
- (9) 校内での家庭との緊急連絡等は従来通り、学校を通して行う。
- (10) 使用開始は入学年度1学期携帯電話等使用講習会（生徒会主催）後に連絡を行う。

使用規定終了は各学年3月までとする。

ただし、許可証については生徒説明会後、担任より配付する。

(5) 遺失物

- 1) 遺失物および拾得物があったときは、すみやかに生徒指導部とホームルーム担任に届けること。
- 2) 盗難等に気付いたときは、すみやかにホームルーム担任と生徒指導部に連絡し所定の届け出をすること。

(6) 掲 示

- 1) 掲示を行う際は次の事項とともに生徒指導部に許可を受けること。
  - ① 掲示内容
  - ② 責任者氏名所属名
  - ③ 掲示期間
  - ④ 場 所
- 2) 掲示期間が終了したときは直ちにその後始末を行うこと。(5日を原則とする)
- 3) 掲示物を無断で抹消、破棄または落書きするようなことがあってはならない。

(7) 公共物の取扱い

- 1) 校舎、校具、その他公共物は常にこれを愛護し、時間外の使用は係職員の許可を得て使用し、使用後は所定の場所に返納すること。
- 2) 校有品、校具等を誤って破棄あるいは紛失したときは直ちに係職員に届け出てその指示を待つこと。物品によっては弁償するものとする。
- 3) 電気、機械その他危険なものの取扱いについては係職員の指導の下に行い、危険のないように注意すること。
- 4) 運動場、体育館等を使用するときは使用規定を確実に守り、正規授業の妨げとならないよう心掛けるとともに、危害予防に注意し、その場所の清潔、整頓を確実にしておくこと。
- 5) 校有品、校具及び運動器具等については、少人数で独占するようなことは避け、努めて多人数の者が使用できるよう心掛けること。

(8) 集 会

- 1) 講演、演奏等を聴く場合には静粛にし、他人に迷惑を及ぼし、講演者、演奏者に不快感を抱かせることのないよう注意すること。
- 2) 生徒のみで集会を行うときは日時、場所、目的、責任者、人員をホームルーム担任、生徒指導部に報告して許可を得ること。事後、その結果報告を忘れぬこと。

(9) 掃 除

- 1) 校舎内外の掃除に留意し、ごみは所定の場所に分別して捨て、すべて清潔を保ち衛生的な環境づくりに心掛けること。
- 2) 掃除は定められた区域を責任をもって行い、監督の先生の検査終了後解散すること。
- 3) 掃除用具は丁寧に取り扱い、各自の責任において保管、管理をすること。

(10) 立ち入り禁止区域

- 1) 必要でない場所・危険な場所(校内)に無断で出入りしないこと。
- 2) パチンコ店、麻雀等類似の娯楽場、居酒屋等、酒類を提供する場所への出入りを禁止する。

(11) 交友関係

- 1) 友人間の交際は高校生としての自覚のうえに立ち、公明正大でお互いに人格識見が向上できる交際でなければならない。
- 2) 夜間の友人訪問はなるべく遠慮し、午後9時を過ぎての外出はしないこと。また、外泊は禁止する。

(12) 保健衛生

- 1) 健全な身体を育成するため、校内生活における余暇を利用して積極的に運動に励み、明朗活発なスポーツ精神を体得すること。
- 2) 個人衛生だけでなく、公衆衛生についての理解をも深める。
- 3) 常に身体や衣服の清潔に留意すること。
- 4) 便所その他の清潔浄化に努めること。
- 5) 教室は常時清潔にし、窓の開閉を随時行い、換気に注意をすること。
- 6) 飲食物に注意し、各種感染症に対しての注意を怠らないこと。
- 7) 自分が感染症にかかったときや、家族や近所に感染症が発生したときは、直ちに学校に届け出てその指示をうけること。
- 8) 感染症により欠席した後出席するときは、診断書を添えてあらかじめ許可を受けること。

(13) 学校代表として参加するとき

- 1) 学校を代表して外部に赴くときは代表者としての名誉と責任を自覚して服装、言語、態度等に十分注意を払うこと。
- 2) 出発、帰校の際は必ずその旨を関係者に伝えとともに、帰校後はその概要を関係者に報告すること。

(14) その他

- 1) 学校、生徒会主催の集会、その他の会合には必ず出席し、自由行動をとらぬこと。
- 2) 登校後校地外へ出ぬこと。やむを得ず外出するときはホームルーム担任の許可を受け、必ず外出証を持参すること。
- 3) 休日登下校する場合は担当職員に届け出ること。
- 4) キャンプ、旅行、集会参加を希望するときは生徒指導部の許可を受けること。
- 5) この心得に明文のない事項でも、生徒の本分をつくすよう心掛けねばならない。

2 交通安全指導について

本校における交通安全指導は、主として歩行者、自転車通学者及び運転免許取得に関する指導を中心に行っている。

(1) 歩行者に対する指導

公共交通機関（JR、電車・バス、市営バス、渡船等）を利用し最寄りの駅からは歩道を通り登下校する。横断歩道は正しく渡ること。自宅より徒歩通学する生徒も同様である。

(2) 自転車通学者に対する指導

自転車通学を希望する生徒は、必ず自転車の防犯登録をし、自転車保険に加入し、生徒指導部への許可（登録）を得ること。

ブレーキ、ライト、ベル等の点検は怠らず、常に整備し、雨天時はカップを使用する。交通ルール・自転車安全利用五則を常に守り事故のないよう心掛けること。

電動自転車は許可するが自転車本体及びバッテリーなどの盗難防止策を必ず講じること。また、校内での充電は禁止とする。

(3) 運転免許取得について

単車（原付を含む）・普通自動車等の免許取得は禁止する。無断で免許を取得した生徒は「運転をしない」旨の誓約書を提出させた上で、懲戒処分とする。無免許運転、道路交通法違反をした生徒は懲戒処分とする。

3年生については、就職等のため普通自動車免許が必要な場合は、学校の許可を得て、11月中旬頃、自動車学校の入校を認めている（自動車学校への入校は認めるが、免許取得は卒業式の翌日からとする）ただし、上記の無断免許取得者、無免許運転等で特別指導を受けたものは一定の期間許可しない。

### 3 アルバイト心得について

アルバイトは原則的に禁止とする。

- (1) 業務が安全で、未成年者立入禁止店や酒類を提供する場所でないこと。
- (2) 家計の助けなど収入の使途が健全であること。嗜好品の購入や支払いのため等のアルバイトは許可しない。
- (3) 就業時間は、午後9時までに帰宅できる範囲内とし、学業に支障がないこと。

### 4 服装等について

本校生徒としての自覚を培い、制服に誇りを持って、正しく着用することで、地域社会の人々から信頼を得ることが大切である。従って、定期的に制服や頭髪の検査を実施し、不合格者には特別指導を行う。

頭髪服装検査は原則、学期に1回実施する。

なお、生徒は自主的に判断し定期的に整髪を行うこと。また、頭髪服装検査時ではなくても、頭髪や服装が乱れている生徒については特別指導を行う。

#### (1) 冬 服

着用期間はおおむね4月から5月、10月から3月までを目安とする。

なお入学式や創立記念式典、卒業式等については冬服を着用すること。

- ・学校指定の学生服上下を着用する。
- ・学生服の下は、白系のものを着用する。
- ・靴下は、白、紺、茶、黒色系の華美でないものとする。
- ・ベルトは、学校指定（校章入り）のものとする。
- ・華美でない防寒着等は許可する。
- ・マフラー、ネックウォーマーについて
  - ① 自転車通学者についてはネックウォーマーのみ着用可とする。
  - ② 期間は11月中旬から3月中旬までとし、登下校中のみ着用可とする。（校内では着用しない）
  - ③ マフラーの着用の際は、必ず制服の一番上のボタンを留め、その上から巻くこと。ボタンを開けてマフラーを制服の内側に入れることは認めない。

なお、制服は加工をしてはならない。

#### (2) 夏 服

着用期間はおおむね6月から9月までを目安とする。

- ・校章刺繍入りの白シャツを着用する。
- ・靴下、シューズ等は、冬の場合と同じ。

#### (3) 靴の使用上の注意

- ・通学シューズは、白、紺、茶、黒系のスニーカーとする。
- ・上履き、体育館シューズ、グラウンドシューズは指定のものを適正に履くこと。

#### (4) 靴・補助用靴の使用上の注意

- ・靴は本校指定の靴を使用する。
- ・変更させたり、シールをはったり、落書きをしたり、キーホルダー等を付けたり

しない。

- ・靴を使用して、なお入らない場合には生徒指導部の許可を得た上、他の入れ物を使用できる。

(5) 頭髪などについて

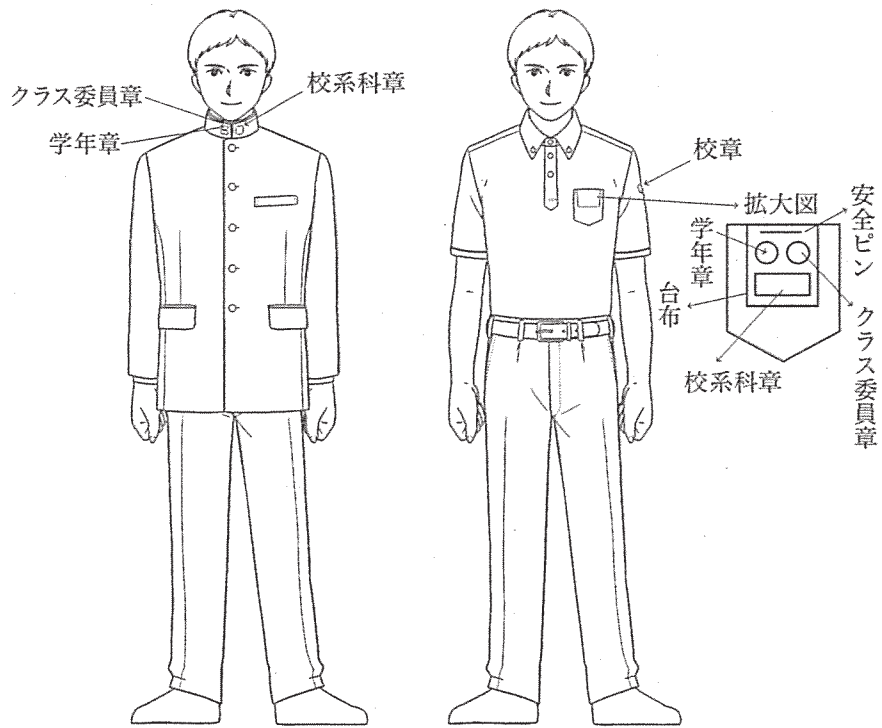
- ・清潔感のある髪型であること。
- ・横髪は、耳につかないこと。
- ・生え際を綺麗にそろえること。また、えりあしは襟にかからないこと。
- ・前髪は、眉につかないこと。
- ・パーマ、染色、脱色、額や眉の剃り込み、ピアスは禁止する。
- ・社会に求められる人物像を踏まえ、本校の校訓に沿った髪型にすること。
- ・その他、個別に配慮すべき事由がある場合は担任と生徒指導主事に相談すること。

制服は入学前、全員購入し次のようにする。

〈制服〉

冬 服

夏 服 (台布に章を付け安全ピンで止める)



(6) 冬 服

着用期間はおおむね4月から5月、10月から3月までを目安とする。

なお入学式や創立記念式典、卒業式等については冬服を着用すること。

- ・制服は、学校指定のジャケット、ジャンパースカート、スラックス、ブラウス(校章入り)、リボン、ネクタイを着用する。
- ・ストッキングは薄橙色、紺色、黒色を冬期のみ使用可とする。
- ・靴下は、白、紺、黒系とする。
- ・マフラー、ネックウォーマーについて
  - ① 自転車通学者についてはネックウォーマーのみ着用可とする。
  - ② 期間は11月中旬から3月中旬までとし、登下校中のみ着用可とする。(校内では着用しない)
  - ③ マフラーの着用の際は、必ず制服の一番上のボタンを留め、その上から巻くこと。ボタンを開けてマフラーを制服の内側に入れることは認めない。
- ・セーターは、学校指定のものを着用し中間服としても活用する。

(7) 夏 服

着用期間はおおむね6月から9月までを目安とする。

- ・ブラウスは、学校指定の校章入りのものとする。
  - ・ジャンパースカート及びスラックスは、学校指定のものとする。
  - ・靴下は、白、紺、黒系とする。
  - ・ベストは、学校指定のものを着用する。(ベストはスラックス着用時のみ)
- 尚、制服は加工をしてはならない。

(8) 靴の使用上の注意

- ・上履き、体育館シューズ、グラウンドシューズは指定のものを適正に履くこと。

(9) 靴・補助用靴の使用上の注意

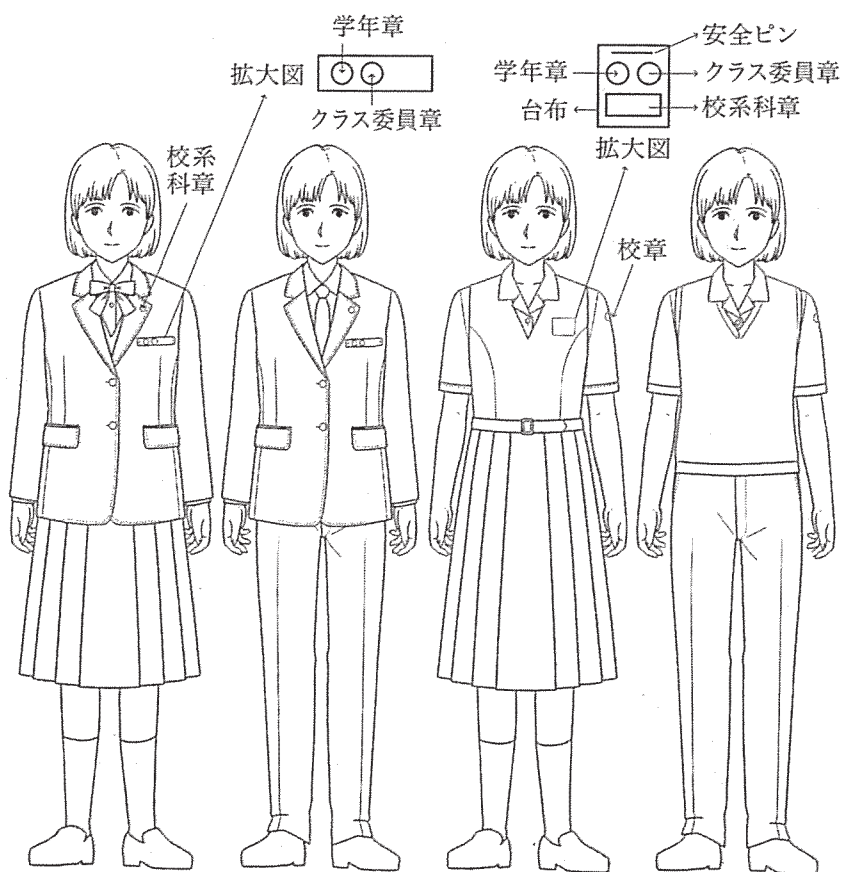
- ・靴は、本校指定のバッグを使用する。
- ・変形させたり、シールをはったり、落書きをしたり、キーホルダー等を付けたりしない。
- ・靴を使用して、なお入らない場合には許可届けの上、他の入れものを使用できる。

(10) 頭髪などについて

- ・清潔感のある髪型であること。
- ・ヘアピンなどを活用し前髪は、眉につかないようにすること。
- ・パーマ、染色、脱色、逆毛をたてること、ピアス、眉ぞりは禁止する。
- ・髪が肩まで伸びた場合は、1つ結び又は2つ結びとする。(それ以外については、生徒指導部で協議する)
- ・爪を長くのばしたり、マニキュアをしてはならない。
- ・その他、個別に配慮すべき事由がある場合は担任と生徒指導主事に相談すること。

冬服

夏服 (台布に章を付け安全ピンで止める)



※パンツ着用時は別途ベルトも着用